お知らせ
information インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。
地域振興グループ　☎ 76－2151
FAX 76－2976

消防出初式は1月5日に行います

日時　1月5日（木）
　　午後1時30分から
場所
開会式　消防庁舎前庭
観　閲　津別町役場前
表彰状伝達等
　津別町民会館
サイレン吹鳴
　津別・活汲・
　本岐・相生
　午後0時30分

町内パレード
　正午から約1時間、車両による町内パレード（津別市街地）時にも車両サイレンを随時吹鳴します。
問い合わせ先
　津別消防署　☎76－2189

保育所の入所児童を募集します

　平成24年度の津別町立へき地保育所（津別・本岐・活汲）入所児童を募集しますので、入所を希望される保護者の方は期日までに申請書を提出してください。
受付期間　1月10日（火）
　　～1月31日（火）
受付場所
・各保育所
　午前8時～午後6時
・役場福祉担当⑪番窓口
　午前8時30分～午後5時15分
募集定員数
・津別保育所
　2歳児以上　定員　50人
　6カ月以上2歳児未満
　　定員　12人
・本岐保育所　定員　30人
・活汲保育所　定員　30人
問い合わせ先　役場保健福祉課
☎76－2151（内線299）

預金保険制度について

　預金保険制度とは、金融機関が預金保険料を預金保険機構に支払い、金融機関が破綻した場合に一定額の預金等を保護するための保険制度です。
　預金保険制度の中では、同制度の対象となる金融機関、対象となる預金等と保護の範囲、同制度で保護されていない預金等の取扱い、金融機関が破綻した時の預金保護の仕組み（保険支払方式、資金援助方式）などが定められております。
　制度概要の詳細につきましては、金融庁及び預金保険機構ホームページに掲載されておりますのでご覧ください。また、預金保険制度にかかる資料をご希望の方は、北海道財務局（または財務事務所・出張所）までご連絡ください。
問い合わせ先
　北海道財務局北見出張所
☎0157－24－4167

金融庁ホームページ
http://www.fsa.go.jp/policy/payoff/index.html
預金保険機構ホームページ
http://www.dic.go.jp/

交通安全情報

今年も一年 交通安全運動にご協力を

　新年明けましておめでとうございます。昨年は、みなさんのご協力により数々の交通安全運動に取り組み、成果を上げることができました。本当にありがとうございます。
　さて、この時期は降雪量も増え、交差点や道路わきの雪山で、歩行者も自動車もお互いがよく見えないことがあります。
　ドライバーは、急な飛び出しなどの危険な状況にも反応できるよう、無理のないスピードでの走行を心がけてください。歩行者は、自分が車から見えにくくなっていることを自覚し、道路は信号機のあるところで渡るように心がけてください。
　今年も一年、交通事故を起こさない・遭わないように、そして交通安全運動へのご理解とご協力を、よろしくお願いします。

住民生活グループ
☎ 76－2151

地域安全ニュース

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。
内容については各防犯協会または警察署にお問い合わせください。

◎車の燃料抜きの発生！
　11月1日、美幌町内の倉庫前に駐車されていたダンプカー8台から燃料が抜き取られる事件が発生しております。深夜、町内を徘徊する不審車両や不審者を見かけた場合は、ただちに110番通報をお願いします。
◎廃棄物の不法投棄！
　10月末頃、美幌町内において2件の廃棄物不法投棄事件が発生しております。1件目は、郊外の町道脇にビニール袋に入れられた家庭ごみ1袋が不法に投棄され、2件目は、周辺市町村の居住者が、全く関係のないアパートのゴミステーションに家庭ごみ16袋を置き去りにしていったものです。2件とも犯人がわかり、現在、警察で捜査を進めておりますが、ごみの不法投棄は町の景観を害し、地域住民の生活に不快感を与えるので、絶対にやめましょう。

償却資産の申告・法定調書等の提出期限は1月31日

　償却資産（事業を行っている個人・法人が減価償却費の対象としている資産で家屋を除くもの）の申告書の提出期限は1月31日です。役場税務担当まで提出してください。
　給与所得の源泉徴収票等の法定調書及び合計表の提出は網走税務署へ、給与支払報告書（源泉徴収票作成時の1枚目及び2枚目）、総括表等の提出は受給者の住所地の市町村へ、それぞれ区分して1月31日までに提出してください。
問い合わせ先　役場税務担当
☎76－2151
（内線220・221）

町税の納付忘れはありませんか？

　平成23年12月28日の納期限で平成23年度通常期の町税の納期は終わっていますが、納め忘れはありませんか。
　今一度、納付書を確認のうえ、まだ納めていない町税があれば早急に納めるようお願いいたします。
問い合わせ先　役場税務担当・収納担当
☎76－2151（内線218・220・221）

北方領土返還要求署名コーナーの設置について

　2月7日は北方領土の日です。「北方領土の日特別啓発期間」に伴い、北方領土返還要求の署名活動を次のとおり実施いたします。
　多くの皆さんのご協力をお願いいたします。
設置期間　1月23日（月）
　　～2月20日（月）
設置場所
　役場　正面玄関ロビー
※名簿に記載された個人情報については政府要求・請願用にしか使用しません。
問い合わせ先
　役場総務課 庶務担当
☎76－2151（内線208）

木質ペレットストーブ購入費補助のご案内

　津別町内にお住まいで、町内の住宅などに新品の木質ペレットストーブを購入する方に、購入費の補助（本体価格の1/2以内）を実施しています。
問い合わせ先　役場林政担当
☎76－2151（内線259）

「ランプの宿・森つべつ」日帰り入浴受付時間の変更

＜平成23年12月31日まで＞
午前10時～午後8時
＜平成24年1月1日から＞
午前10時30分～午後8時30分

※終了時間は午後10時で変わりません。
問い合わせ先　ランプの宿・森つべつ　☎76－3333

住宅用火災警報器の設置調査結果

　平成23年11月、消防署職員による住宅用火災警報器の設置調査を実施しました。結果は下記のとおりです。
実施期間　平成23年11月1日～20日
実施結果　今回の調査は津別市街地を対象に実施（訪問戸数1,940戸、うち在宅戸数の1,348戸を調査）
＜設置戸数1,147戸　設置率85.1%＞

　全道設置率72.5%と比較し、かなり高い設置率となりました。これも津別町の協力、また町民の住宅用火災警報器への高い関心の結果だと思います。これからも、全世帯が設置するように指導・啓蒙を実施したいと思います。
　なお、平成24年度については市街地外を予定していますので、ご協力をお願いします。
問い合わせ先　津別消防署　☎76－2189

消費生活相談 Q&A

着衣着火にご注意を ～防止には防炎製品が効果的～

Q
　85歳になる母がお湯を沸かそうとガスコンロにヤカンを乗せたところ、カーディガンの袂に火がつき大ヤケド寸前でした。幸い家族が見つけ大事にはいたりませんでしたが、身体能力や火気使用への注意力が低下した高齢者の事故防止に、何か良い対策はないでしょうか。
A
　ガスコンロやストーブなどの火が着衣に燃え移る「着衣着火」による火災が多く発生する時期で、火気の取扱いには細心の注意が必要です。そこでおすすめしたいのが防炎製品。「防炎」とは「不燃」とは異なり、あくまでも燃えにくいということですが、もし着火しても自己消火性があるので、際限なく燃え広がることはありません。認定品には「防炎製品ラベル」が付けられています。高齢者の方には、必要に応じて防炎製品のアームカバー・エプロン・カーディガン・セーター・割烹着・パジャマ等を着用させるなどして「着衣着火」によるヤケドや火災から身を守りましょう。万が一、着衣着火が起きたときは、慌てずに風呂や台所などの身近な水で消火しましょう。

問い合わせ先
商工観光担当
☎76－2151
（内線315）